

「小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業」及び「西陵中学校区小中一貫教育校施設整備事業」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第2類事業※）

- ※・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
 ・建築物の延べ面積が2,000㎡以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるものに限る。

	小栗栖中学校区小中一貫教育校 施設整備事業	西陵中学校区小中一貫教育校 施設整備事業
令和2年11月25日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)	
12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始 	
12月11日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）	
令和3年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了（いずれの案件も市民意見無し） 	
2月26日（本日）	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）	
（以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口） 	
	事業者から配慮書の提出	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） (環境影響評価手続の終了) 	

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ

